

2025年8月21日

各 位

会 社 名	コタ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 小田 博英
上場市場・コード	東証プライム市場 4923
お問い合わせ先	取締役広報・IR部長 西村 充弘
電 話 番 号	0774-44-4923

株主優待制度に関するお知らせ

当社は、2025年8月21日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度に関する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

当社では事業内容への理解に加え、製品への理解及び利用促進を目的に「株主優待制度」を設けておりますが、2025年3月末日現在の株主名簿において、株主優待品の不正取得が目的であると推測される同一名義株主様の存在を複数確認いたしました。株式保有名義の分散によって株主優待品を複数受け取ることは、当社としては想定していない利用方法であり適切とは言い難く、このような行為により取得された株主優待品は民事上の不当利得に該当する可能性があり、当社といたしましても看過できない問題であると認識しております。

また、一部の株主様においてお受け取りになられた「株主優待品及び権利に関する情報」をインターネット等を通じて転売されている事例も多数確認いたしました。この状態を放置いたしますと、結果として当社製品のブランド価値の低下を招くとともに、お取引先美容室の業績及び消費者の皆様にも悪影響を与えることに繋がると判断しております。

これら一部の株主様の行為は、当社の企業価値の低下はもちろんのこと、他の多くの株主様の利益を毀損することにも繋がっております。一部株主様のそのような行為を規制する対策を講じつつ、長期にわたり事業活動をご支援いただいている他の多くの株主様への株主優待品の内容を拡充させることで、価値観のさらなる共有と持続可能な株主優待制度を目指すために、この度、2025年10月1日より現行制度の一部を変更・拡充することといたしました。

2. 内容

(1) 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更

当社では、毎年3月末日現在の株主名簿に所有株式数が100株以上（1単元以上）で記録された株主様を対象に、所有されている株式数に応じた株主優待品をお送りしていましたが、2026年3月末日の基準日以降につきましては、以下の要件①及び要件②の両方を満たされた株主様を対象に、所有されている株式数に応じた株主優待品をお送りいたします。

・要件①：当社独自の株主名簿（以下、独自名簿という。）に記録された株主様であること。

独自名簿とは、株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行㈱）より提供を受けた株主名簿の情報をベースに、複数の同氏名または同名称（法人及び団体等）、かつ同住所または異なる住所であっても同一とみなされる株主情報を当社で統合（名寄せ）した名簿です。なお、本要件は保有名義を意図的に分散し、株主優待品を不正に複数取得される株主様への対応策として設定いたしました。

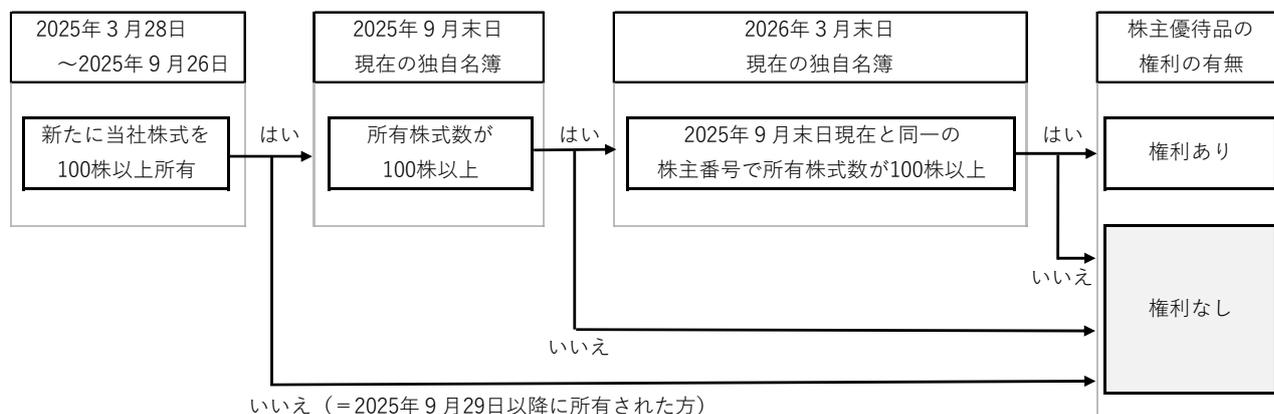
・要件②：継続保有期間が1年超で、かつ同一の株主番号で所有株式数が100株以上（1単元以上）であること。

継続保有期間が1年超とは、3月末日現在及び9月末日現在の独自名簿に連続して3回以上記録されることです。

<要件②に関する特例措置>

2025年3月28日から2025年9月26日までの期間に新たに当社株式を所有し、2025年9月末日現在及び2026年3月末日現在の独自名簿においても、同一の株主番号で所有株式数が100株以上（1単元以上）で記録されている株主様に限り、継続保有期間が1年超であるとみなします。

■特例措置の対象となる2026年3月末日を基準日とする株主優待品フローチャート



なお、2025年3月末日の基準日以前より当社株式を継続保有されている株主様（当社が株主優待品の転売を確認した株主様は除く）につきましては、要件①の情報に基づき例年どおり2026年3月末日を基準日とする株主優待品をお受け取りいただけます。

ただし、2025年9月末日現在の独自名簿において同一の株主番号で記録され、かつ2026年3月末日現在の独自名簿においても、同一の株主番号で所有株式数が100株以上（1単元以上）で記録されていることが前提となります。

(2) 株主優待に関する権利の停止制度の変更

当社では、インターネット等による当社製品の販売を「非正規販売」として位置づけており、これを放置しては結果として製品のブランド価値の低下を招くとともに、お取引先美容室の業績及び消費者の皆様にも悪影響を与えることから、「非正規販売」を完全否定するための対策を進めております。また、株主優待においても「非正規販売」に対する当社の考え方へのさらなる理解促進と共有を目的に、「株主優待に関する権利の停止制度」を導入しております。株主様（ご家族又は贈答を受けた者も含む）が行った株主優待品及びその権利に関する情報（株主優待のカタログ、返信用ハガキ等）の転売を当社が確認した場合、当該株主様の株主優待に関する全ての権利を停止する期間を「翌年のみ」から「翌年以降の3年間」に変更いたします。

(3) 長期保有優遇制度の拡充

昨今の株式市場において短期志向・長期志向の株式売買が行われるなか、当社では毎年3月末日現在の株主名簿に記録された株主様のうち、継続保有期間が3年超（3月末日現在及び9月末日現在の株主名簿に連続して7回以上記録されていること）、かつ同期間において同一の株主番号で所有株式数が100株以上（1単元以上）の株主様を「長期保有」と定義した長期保有優遇制度を導入しております。

2026年3月末日の基準日以降につきましては、「長期保有」の対象となる株主様を特定する名簿を独自名簿に変更したうえで現行制度を継続させつつ、新たに2026年3月末日の基準日以降の独自名簿に記録された株主様のうち、継続保有期間が6年超（3月末日現在及び9月末日現在の独自名簿に連続して13回以上記録されていること）、かつ同期間において同一の株主番号で所有株式数が100株以上（1単元以上）の株主様を対象とする「長期保有プラス」を追加した長期保有優遇制度に拡充いたします。

なお、対象となる株主様を特定するために、2020年3月末日現在の独自名簿まで遡り条件を満たす株主様を確定いたします。

3. その他

当社の株主優待制度の趣旨に反する悪質な手段による株主優待品の不正取得及び転売等が判明した場合、法的措置等の対応を取る可能性がございます。

本資料の詳細につきましては、同日付で公表しております「株主優待制度に関する補足説明資料」をご覧ください。

（ご参考）株主優待制度のQ&A

Q	以前から株主で2025年3月末日を基準日とする株主優待品を受け取ったが、新制度の影響はあるのか。
A	特に影響はございませんのでご安心ください。そのまま継続保有していただければ、来年の株主優待品もこれまでどおりお受け取りいただけます。ただし、2025年9月末日現在の独自名簿において同一の株主番号で記録され、かつ2026年3月末日現在の独自名簿においても、同一の株主番号で所有株式数が100株以上（1単元以上）で記録されていることが前提となります。
Q	2025年10月1日から新制度に変わるということだが、2025年9月末までに株式を所有すれば2026年3月末日を基準日とする株主優待品はもらえるのか。
A	要件②に関する特例措置が適用されますので、2025年9月26日までに株式を所有すればお受け取りいただけます。
Q	2025年10月以降に株式を所有したが、株主優待品はもらえるのか。
A	新制度が適用されますので、2026年3月末日を基準日とする株主優待品を受け取ることはできませんが、そのまま継続保有していただければ、最短で2027年3月末日を基準日とする株主優待品をお受け取りいただけます。

以 上